

留監第80号
令和7年8月21日

留萌市長 中 西 俊 司 様

留萌市監査委員 武 田 浩 一
留萌市監査委員 村 上 均

令和6年度健全化判断比率審査意見書の提出について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和6年度健全化判断比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出します。

令和6年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和6年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月5日から令和7年8月20日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、留萌市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.82 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	18.82 %	30.00 %
実質公債費比率	8.8 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	— %	350.0 %	— %

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、一般会計実質収支額は288,174千円の黒字で、実質赤字比率は発生しないことから、特に指摘すべき事項はない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は一般会計、特別会計の実質収支額、企業会計の資金不足・剩余金の合計を標準財政規模で除した率であり、個別に示すと次のとおりである。

会　計　名	令和6年度 実質収支額	比　率	令和5年度 実質収支額	比　率
一般会計	288,174千円	3.72%	577,141千円	7.42%
国民健康保険事業特別会計	860千円	0.01%	61,807千円	0.79%
後期高齢者医療事業特別会計	556千円	0.00%	433千円	0.01%
介護保険事業特別会計	66,321千円	0.86%	140,047千円	1.80%
会　計　名	令和6年度 資金不足・剩余金	比　率	令和5年度 資金不足・剩余金	比　率
港湾事業特別会計	0千円	0.00%	0千円	0.00%
下水道事業特別会計	—	—	269,755千円	3.47%
下水道事業会計	8,166千円	0.11%	—	—
水道事業会計	321,348千円	4.16%	228,411千円	2.94%
病院事業会計	△619,534千円	△8.01%	355,197千円	4.57%
合　　計	65,891千円	0.85%	1,632,791千円	20.99%
標準財政規模 (うち臨財債発行可能額)	7,733,621千円 (17,909千円)		7,777,925千円 (38,939千円)	

※連結実質赤字比率はプラス数値となった場合、比率は発生しないものとなる。

令和6年度決算における留萌市の赤字会計は、病院事業会計である。

病院事業については、患者数の減少や補助金の縮小などにより収益の減少が続き、一方、費用は給与費や出張医の派遣に伴う経費が増加し、資金不足額は6億1,953万円と、資金不足比率は16.3%となった。

のことから、令和7年3月に病床数の削減、令和7年4月には「留萌市立病院経営強化プラン」の見直しを行い、常勤医の確保、病床数に応じた職員配置の適正化、費用の効率化を図り、経営の健全化を実施することとし、また、令和7年度には総務省が創設した「経営改善推進事業債」を活用し、令和8年度には資金不足比率10%以内、令和20年度には資金不足を解消する目標を掲げている。ただし、これから社会情勢、人口減少等の影響により目標の達成は非常に厳しい状況ではあるが、留萌市立病院の今後の需要を見極め、適正な地域医療体制の確保、経営の健全化に努められたい。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は実質的な公債費の財政負担状況を表すもので、3か年の平均比率を出すものである。

3か年の各単年度実質公債費比率は、

令和6年度 8.46088%

令和5年度 8.28914%

令和4年度 9.90954%

となっており、3か年平均の実質公債費比率は8.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。さらに、18%を下回っていることから、今年度においても地方債許可団体の要件には該当していない。

今後もより一層適正な管理に努めていただきたい。

④ 将来負担比率について

令和6年度決算においては、将来負担比率が発生しないことから、特に指摘すべき事項はない。